

# 令和5年度

# 住民税申告書作成の手引き

## ◎住民税申告について

### 1. 住民税申告書の提出先と申告期間について

市区町村内に住所を有する方は、原則として毎年3月15日までに、住民税申告書を賦課期日（1月1日）現在の住所所在地の市区町村に提出してください。

### 2. 住民税申告が必要な方

下記の1-3に該当する方を除き、住民税申告書の提出が必要となります。

1. 税務署に確定申告書を提出される方。
2. 勤務先から那須町に給与支払報告書が提出され、他に所得がない方。
3. 公的年金収入のみで、源泉徴収票に記載されている控除に変更がない方。

※確定申告書を提出した場合においては、住民税の申告書を提出したものと見なされます。ただし、上場株式等に係る配当所得・譲渡所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合を除きます。

### 3. 申告書の書き方

- (1)「現住所」「氏名」「生年月日」「電話番号」「世帯主の氏名」「続柄」「個人番号」を記入する。
- (2)前年中の所得を基準とするため、令和5年度の住民税申告では、令和4年中の所得金額を記入する。
- (3)収入がなかった方は、申告書右下の備考欄に「収入なし」と記入する。
- (4)所得から差し引かれる金額(所得控除)を記入する。  
\*「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に、保険料等の支払額、障害者や扶養親族の氏名、生年月日等を明記する。

### 4. 申告書へ添付・提示する書類について

申告内容に応じて、次の書類の添付又は提示が必要となります。

共通	本人確認書類
給与・年金収入の方	「源泉徴収票」
事業・農業・不動産収入	収入金額及び必要経費の内訳を記載した「収支内訳書」
その他の収入	収入金額が確認できる書類
各種保険料控除	各種控除証明書 (社会保険料、生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等)
医療費控除	「医療費控除の明細書」 ※明細書には、医療を受けた方の氏名、受診機関名称、金額を記入してください。

### 4. 下記に当てはまる方は、税務署へ所得税の確定申告書の提出が必要になります。

#### 【主な収入が給与収入の方】

- ・年末調整をしていない方。
- ・2所以上から給与の支払いを受けた方。
- ・年末調整では控除できない医療費控除や住宅借入金等特別控除等の適用がある方。
- ・給与収入が2000万円を超える方。
- ・給与所得以外の所得が20万円を超える方。

#### 【主な収入が年金収入の方】

- ・公的年金等以外の所得が20万円を超える方。

#### 【農業、営業、不動産、雑、一時所得等がある方】

- ・所得金額よりも控除金額が少ない方のうち、所得税の納税又は還付がある方。

※なお、上記の内容に当てはまらない方やご不明な点は、下記までお問い合わせください。

那須町役場 税務課 町民税係 TEL0287-72-6903

## ◎住民税の概要

### 1. 住民税について

住民税：均等割＋所得割

\*住民税は、前年中（1月1日から12月31日まで）の所得を基準に、1月1日時点の住所地で課税されます。

\*住民税には、所得に応じた負担を求める「所得割」と所得にかかわらず定額の負担を求める「均等割」があります。

### 2. 非課税の範囲

(1)生活保護法による生活扶助等を受けている人。

(2)障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下であった人。

(3)下記の表のとおり、所得要件を満たす人。

区分	所得要件
均等割が非課税となる人	前年の合計所得金額が38万円以下の人 ※同一年計配偶者や扶養親族がいる方は、 28万円×(扶養人数+1)+17万円+10万円以下の人
所得割が非課税となる人	前年の総所得金額等が45万円以下の人 ※同一年計配偶者や扶養親族がいる方は、 35万円×(扶養人数+1)+32万円+10万円以下の人

### 3. 均等割

年額：町民税3,500円＋県民税2,200円＝5,700円

\*均等割額には、平成26年度から令和5年度までの間、防災の事業に対する費用の財源とするため、1,000円(町民税500円、県民税500円)が加算されています。

\*県民税均等割額には、平成20年度から令和9年度までの間、「とちぎの元気な森づくり県民税」として700円が加算されています。

### 4. 所得割

税率：町民税6% + 県民税4% (合計10%)

計算方法

$$\frac{(\text{総所得金額} - \text{所得控除額})}{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

\*合計所得金額：

事業所得、不動産所得、給与所得、雑所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、長期譲渡所得・一時所得(2分の1した金額)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額。なお、申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長期・短期譲渡所得は特別控除前の金額)の合計額を加算した金額。ただし、繰越控除を受けている場合は、その適用する前の金額をいう。

\*総所得金額等：

上記で計算した合計所得金額に繰越控除を適用した後の金額をいう。

◎所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5	給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額－給与所得控除額または特定支出控除額＝給与所得の金額
6	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額
7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
8	譲渡所得	土地などの財産を売った場合などに生じる所得	収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額
9	一時所得	懸賞に当たった場合などに生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額
10	雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額＝雑所得 ①公的年金等の収入額－公的年金等控除額 ②①を除く雑所得の収入金額－必要経費

## ◎ 給与所得の速算表

下記の表に基づき、給与等の収入金額より給与所得金額を求めることができます。

※令和3年度住民税により、給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。

給与等の収入金額（円）	給与所得金額（円）
550,999以下	0
551,000—1,618,999	収入金額—550,000
1,619,000—1,619,999	1,069,000
1,620,000—1,621,999	1,070,000
1,622,000—1,623,999	1,072,000
1,624,000—1,627,999	1,074,000
1,628,000—1,799,999	収入金額×60%+100,000
1,800,000—3,599,999	収入金額×70%—80,000
3,600,000—6,599,999	収入金額×80%—440,000
6,600,000—8,499,999	収入金額×90%—1,100,000
8,500,000—9,999,999	収入金額—1,950,000
10,000,000以上	収入金額—1,950,000

## ◎ 公的年金等に係る雑所得の速算表

下記の表に基づき、公的年金等の収入金額より公的年金所得金額を求めることができます。

※令和3年度住民税により、下記のとおり公的年金等控除額が一律10万円引き下げとなりました。

※ 公的年金等の雑所得以外の所得が1000万円超2000万円以下の場合は、さらに10万円、2000万円超の場合は、20万円引き下げとなります。

### ● 65歳未満の方（昭和32年1月2日以後に生まれた方）の計算

公的年金等の収入金額（円）	公的年金所得金額（円）
130万円未満	収入金額—600,000
130万円 以上 410万円未満	収入金額×75%—275,000
410万円 以上 770万円未満	収入金額×85%—685,000
770万円 以上 1000万円未満	収入金額×95%—1,455,000
1000万円 以上	収入金額—1,955,000

### ● 65歳以上の方（昭和32年1月1日以前に生まれた方）の計算

公的年金等の収入金額（円）	公的年金所得金額（円）
330万円未満	収入金額—1,100,000
330万円 以上 410万円未満	収入金額×75%—275,000
410万円 以上 770万円未満	収入金額×85%—685,000
770万円 以上 1000万円未満	収入金額×95%—1,455,000
1000万円 以上	収入金額—1,955,000

◎所得控除（住民税申告）の種類と計算方法

番号	控除の種類	控除額の計算方法																										
⑬	社会保険料控除等	支払金額																										
⑭	小規模企業共済掛金等控除額	支払金額																										
⑮	生命保険料控除	<p>生命保険料控除 ＝生命保険料の控除額+介護保険料の控除額+個人年金保険料の控除額の合計(上限70,000円)</p> <p>計算式①新生命保険料、介護保険料又は新個人年金保険料を支払った場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 2,000円以下</td> <td>支払金額合計÷2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払金額合計÷4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>計算式②旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払金額÷2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払金額÷4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>新契約のみ適用</td> <td>①の計算により算出した金額(上限28,000円)</td> </tr> <tr> <td>旧契約のみ適用</td> <td>②の計算により算出した金額(上限35,000円)</td> </tr> <tr> <td>両方適用</td> <td>①、②それぞれの計算により算出した金額の合計額(上限額28,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の金額	控除額	12,000円以下	全額	12,000円超 2,000円以下	支払金額合計÷2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払金額合計÷4+14,000円	56,000円超	一律28,000円	支払った保険料の金額	控除額	15,000円以下	全額	15,000円超 40,000円以下	支払金額÷2+7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払金額÷4+17,500円	70,000円超	一律35,000円	新契約のみ適用	①の計算により算出した金額(上限28,000円)	旧契約のみ適用	②の計算により算出した金額(上限35,000円)	両方適用	①、②それぞれの計算により算出した金額の合計額(上限額28,000円)
支払った保険料の金額	控除額																											
12,000円以下	全額																											
12,000円超 2,000円以下	支払金額合計÷2+6,000円																											
32,000円超 56,000円以下	支払金額合計÷4+14,000円																											
56,000円超	一律28,000円																											
支払った保険料の金額	控除額																											
15,000円以下	全額																											
15,000円超 40,000円以下	支払金額÷2+7,500円																											
40,000円超 70,000円以下	支払金額÷4+17,500円																											
70,000円超	一律35,000円																											
新契約のみ適用	①の計算により算出した金額(上限28,000円)																											
旧契約のみ適用	②の計算により算出した金額(上限35,000円)																											
両方適用	①、②それぞれの計算により算出した金額の合計額(上限額28,000円)																											
⑯	地震保険料控除	<p>支払った保険料の区分により、以下の計算式で算出された金額。</p> <p>①損害保険契約等に係る地震保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>支払金額÷2(上限25,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②長期損害保険契約等に係る旧長期損害保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払金額÷2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①、②両方適用する場合には、①、②それぞれ計算した金額の合計額(上限25,000円)。</p>	支払金額	控除額	-	支払金額÷2(上限25,000円)	支払金額	控除額	5,000円以下	全額	5,000円超 15,000円以下	支払金額÷2+2,500円	15,000円超	10,000円														
支払金額	控除額																											
-	支払金額÷2(上限25,000円)																											
支払金額	控除額																											
5,000円以下	全額																											
5,000円超 15,000円以下	支払金額÷2+2,500円																											
15,000円超	10,000円																											
⑰	寡婦控除	<p>納税義務者が寡婦である場合：26万円</p> <p>寡婦とは、下記の①または②に該当する者のうち、ひとり親でない者。</p> <p>①夫と離婚した後再婚していない者のうち、下記の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 扶養親族を有すること。</li> <li>ロ 合計所得金額が500万円以下であること。</li> <li>ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。</li> </ul> <p>②夫と死別した後、婚姻していない者又は夫の生死が明らかでない者のうち、上記のロ、ハの要件を満たす者</p>																										
⑱	ひとり親控除	<p>納税義務者がひとり親である場合：30万円</p> <p>ひとり親とは、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者で、下記の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ その者と生計を一にする子(※所得金額の合計額が48万円以下のもの)を有すること。</li> <li>ロ 合計所得金額が500万円以下であること。</li> <li>ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。</li> </ul>																										
⑲	勤労学生控除	<p>納税義務者が勤労学生である場合：26万円</p> <p>勤労学生とは、大学、高等学校などの学生や生徒など一定の者で給与所得等を有する者のうち、合計所得金額が75万円以下で、その合計所得金額のうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下の者をいう。</p>																										
⑳	障害者控除	<p>あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>本人</th> <th>控除対象配偶者 または扶養親族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td colspan="2">26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td colspan="2">30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>—</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額		本人	控除対象配偶者 または扶養親族	障害者	26万円		特別障害者	30万円		同居特別障害者	—	53万円												
区分	控除額																											
	本人	控除対象配偶者 または扶養親族																										
障害者	26万円																											
特別障害者	30万円																											
同居特別障害者	—	53万円																										

番号	控除の種類	控除額の計算方法																																																																		
②①～ ②②	配偶者(特別)控除 (注1)	<p>本人と生計を一にする配偶者の所得金額の合計額に基づき、次の表で求めた金額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">配偶者の所得金額の合計額</th> <th colspan="3">居住者の所得金額の合計額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>70歳未満</td> <td>48万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>48万円以下</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">配偶者特別控除</td> <td>48万円超</td> <td>100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超</td> <td>105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超</td> <td>110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超</td> <td>115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超</td> <td>120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超</td> <td>125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超</td> <td>130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超</td> <td>133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>133万円超</td> <td></td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の所得金額の合計額		居住者の所得金額の合計額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	配偶者控除	70歳未満	48万円以下	33万円	22万円	11万円	70歳以上	48万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除	48万円超	100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円		133万円超		0円	0円	0円
配偶者の所得金額の合計額		居住者の所得金額の合計額																																																																		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																																																
配偶者控除	70歳未満	48万円以下	33万円	22万円	11万円																																																															
	70歳以上	48万円以下	38万円	26万円	13万円																																																															
配偶者特別控除	48万円超	100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																															
	100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																															
	105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																															
	110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																															
	115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																															
	120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																															
	125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																															
130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																																
	133万円超		0円	0円	0円																																																															
②③	扶養控除(注1)	<p>生計を一にする配偶者以外の親族等のうち、所得金額の合計額が48万円以下である者に適用される控除。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">控除対象扶養親族(年齢が16歳以上の者)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定扶養親族(年齢が19歳以上23歳未満の者)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族 (年齢が70歳以上の者)</td> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等以外の者</td> <td>38万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		控除額	控除対象扶養親族(年齢が16歳以上の者)		33万円	特定扶養親族(年齢が19歳以上23歳未満の者)		45万円	老人扶養親族 (年齢が70歳以上の者)	同居老親等	45万円	同居老親等以外の者	38万円																																																				
区分		控除額																																																																		
控除対象扶養親族(年齢が16歳以上の者)		33万円																																																																		
特定扶養親族(年齢が19歳以上23歳未満の者)		45万円																																																																		
老人扶養親族 (年齢が70歳以上の者)	同居老親等	45万円																																																																		
	同居老親等以外の者	38万円																																																																		
②④	基礎控除	<p>合計所得金額が2,500円を超える納税義務者については、基礎控除の適用はありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2400万円超 2450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2450万円超 2500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除額	2400万円以下	43万円	2400万円超 2450万円以下	29万円	2450万円超 2500万円以下	15万円	2500万円超	適用なし																																																								
合計所得金額	基礎控除額																																																																			
2400万円以下	43万円																																																																			
2400万円超 2450万円以下	29万円																																																																			
2450万円超 2500万円以下	15万円																																																																			
2500万円超	適用なし																																																																			
②⑤	雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)または(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額																																																																		
②⑦	医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(上限200万円) ※自己または自己と生計を一にする配偶者やその他親族のために、前年中に支払った医療費が対象																																																																		
裏面 16	所得金額調整金額	<p>以下に該当する場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除の金額が控除されます。</p> <p>①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 イ本人が特別障害者に該当している。 ロ年齢23歳未満の扶養親族を有している。 ハ特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有している。 算式＝(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10%</p> <p>②給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合 算式＝(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円))－10万円</p>																																																																		

注1) 配偶者控除及び扶養控除に該当するかどうかは、前年12月31日時点の現況によって判定する。ただし、対象となる親族が前年中にすでに死亡している場合には、その死亡時の現況によって判定する。